

# 文教委員会会議記録

文教委員会委員長 佐々木 宣和

1 日時

令和5年3月2日(木曜日)

午前10時1分開会、午後2時10分散会

(休憩：午後0時1分～午後1時2分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

佐々木宣和委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩渕誠委員、千葉伝委員、神崎浩之委員、小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

刈屋担当書記、畠山担当書記、佐藤併任書記、赤前併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

熊谷文化スポーツ部長、中里副部長兼文化スポーツ企画室長、

佐藤文化スポーツ企画室企画課長、

阿部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、

畠山スポーツ振興課総括課長、

松崎スポーツ振興課冬季国体・マスターズ推進課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長、

西野教育企画室長兼教育企画推進監、八重樫参事兼教職員課総括課長、

古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、

度會学校教育室学校教育企画監、

三浦学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、

中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、

安齊学校教育室特命参事兼高校改革課長、

菊池学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、

近藤学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、

千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、

熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
木村教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、  
菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長、  
久慈生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、  
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

(3) ふるさと振興部

鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長、米内学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第76号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第76号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 教育委員会関係

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第2条第2表中

第10款 教育費

第4項 高等学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第76号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 ふるさと振興部関係

第8項 大学費

第9項 私立学校費

第2条第2表中

第10款 教育費

第9項 私立学校費

9 議事の内容

○佐々木宣和委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中里副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その4）の6ページをお開き願います。2款総務費114億4,707万1,000円の増額補正のうち、8項文化スポーツ費1億5,775万4,000円の減額補正であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明させていただきますので、御了承願います。

それでは、101ページをお開き願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、1目文化スポーツ総務費の右側説明欄の管理運営費は、職員の人件費などであり、給与の所要額の実績見込み等により減額しようとするものであります。

2目文化振興費であります。下から五つ目、県民会館管理運営費は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等により影響が見込まれる県民会館の運営に係る経費について、増額しようとするものであります。

次の県民会館施設整備費は、県民会館の改修工事等に要する経費であります。実績見込みにより減額しようとするものであります。

次の公会堂管理運営費は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等により影響が見込ま

れる公会堂の運営に係る経費について、増額しようとするものであります。

次の世界遺産登録推進事業費は、平泉の文化遺産の拡張登録に向けた取り組み等を行うものでありますが、拡張登録に係る費用について、実績見込みにより減額しようとするものであります。

次の平泉世界遺産ガイドランスセンター管理運営費は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等により影響が見込まれる平泉世界遺産ガイドランスセンターの運営に係る経費について、増額しようとするものであります。

102 ページに参りまして、3 目スポーツ振興費であります。上から五つ目、日本スポーツマスターズ 2022 開催準備費は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、日韓交流事業やスポーツ教室の中止などに伴い、減額しようとするものであります。

四つ下、スポーツ施設管理運営費は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等により影響が見込まれる県営スポーツ施設の運営に係る経費について、増額しようとするものであります。

三つ下、体育大会開催、派遣事業費と、次の全国障害者スポーツ大会派遣事業費は、国民体育大会や東北総合体育大会等及び全国障害者スポーツ大会の選手派遣等に要する経費であります。実績見込みにより減額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 文化振興費で、県民会館管理運営費 1,646 万円余、公会堂管理運営費 473 万円余、平泉世界遺産ガイドランスセンター管理運営費 317 万円余の増額補正は物価高騰による緩和策ということなのですけれども、年間のいわゆる物価高騰の影響額を示してください。そして今回は追加交付だと思うけれども、県の支援は何割程度になるのか示してください。

○阿部文化振興課総括課長 県民会館における原油価格、物価高騰の影響額についてでございますが、令和 4 年度当初予算に対しまして 2 割程度増加しているところでございます。

9 月補正もしておりまして、今回また特に電気料が上がっておりますので、2 月補正でも対応するものでございます。具体的に令和 4 年 11 月以降の月々の電気料請求額を見ますと、県民会館の場合、11 月については令和 3 年度と比較して 127 万円ほどアップしております。12 月については 135 万円ほど、1 月については 166 万 9,000 円ほどアップしております。令和 3 年度決算額に対しては、3 割程度の増加になっております。

公会堂につきましては、令和 4 年度当初予算に対して 2 割程度増加しているところでございます。こちらについても電気料、重油等がアップしているところで、令和 3 年度決算に対しては、2 割程度の増加となっております。

平泉世界遺産ガイドランスセンターにつきましては、電気料のみとなっております。令和 4 年度当初予算に対しては 6 割程度増加となっております。

○斉藤信委員 私は年間ベースでどのぐらい物価高騰分の負担増があつて、今回の補正予

算でどこまでそれが補填されるのかを聞いたのです。

例えば県民会館ならば、予算ベースで2割増加しているということでしょう。では、2割というのは総額幾らで、9月と今回の2月で2回も補正されているのだから、その2割負担増の分の全額なのか5割なのか、どれだけ補填になっているのかを聞いたのです。

○阿部文化振興課総括課長 全額でございます。

○斉藤信委員 県民会館、公会堂、世界遺産ガイダンスセンターの物価高騰分は、今回の補正予算で全額補填したということですね。わかりました。

次に、102ページの日本スポーツマスターズ2022開催準備費ですが、これは終わりましたので、日本スポーツマスターズへの参加状況、開催状況、県出身者の活躍状況、その他さまざまな効果などについて、どのように把握されているでしょうか。

○松崎冬季国体・マスターズ推進課長 日本スポーツマスターズ2022岩手大会の開催結果につきまして御説明いたします。

日本スポーツマスターズは、シニア世代を対象とした我が国唯一の総合スポーツ大会でございます。大会名誉総裁であります高円宮妃殿下の御臨席を賜り、3年ぶりの開催となる大会を本県で開催いたしました。9月23日から26日を中心会期として、9市4町、開会式会場を含む25会場で13競技を実施し、全国から6,500名余の方が岩手県に集い、熱戦が繰り広げられたものでございます。

172名のボランティアの皆さんと協働を図りながら、会場では、ひつつみやサンマのつみれ汁等の郷土食が振る舞われ、選手との交流が図られるなど、さまざまな県民に支えられた大会となったものでございます。

会期中は、陸前高田市の東日本大震災津波伝承館等の震災遺構を大勢の選手の皆さんが訪れるなどいたしまして、日頃の鍛錬と豊かな経験に裏打ちされたすばらしいプレーを県民が見ることができたと総括しているものでございます。

○斉藤信委員 岩手県選手団の活躍ぶりも聞いたのだけれども、どうでしょうか。

○松崎冬季国体・マスターズ推進課長 県選手団につきましては、誠に残念ながら、メダルを授与する1位から3位には該当はなかったと把握しております。

○斉藤信委員 わかりました。6,500人の参加ですから、かなり大規模な大会だったということで、大変御苦労さまでした。

その後に国民体育大会開催の補正予算もあるのですが、冬季国体も終わったばかりで、まだ事業費が確定されていないということなのではないでしょうか。確定して、今回の補正予算に出ているのでしょうか。

○松崎冬季国体・マスターズ推進課長 冬季国体につきましては、現在経費を精算中でございまして、補正予算ではなく決算で報告したいと考えております。

○斉藤信委員 スポーツ施設の管理運営費3,125万円は、県営スポーツ施設の物価高騰対策だと思いますけれども、先ほど文化施設は全額補填したということですが、スポーツ施設の場合も物価高騰分は、全額補填されるということよろしいのですか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 先ほど阿部文化振興課長から御説明した内容と同様でございます。当初予算ベースから高騰した分を全額補填する形で予算措置しております。

○**佐々木宣和委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木宣和委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木宣和委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木宣和委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**斉藤信委員** 一つは、地域スポーツ活動体制整備事業が予算に計上されているのですが、これは中学校の休日の部活動の地域移行を進めるための受け入れ態勢の実証事業を新規で行うとしているものであります。その具体的な中身は何でしょうか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 令和5年度当初予算案に新規事業として地域スポーツ活動体制整備事業費を計上しておりますけれども、これは令和3年度と令和4年度に教育委員会と連携いたしまして、国の事業を活用して3市町で実施してきました実証事業に連動した取り組みでございます。

これまで市町村が実施してきた実証事業を踏まえまして、指導者への謝金、交通費等への支援、地域スポーツ団体の活動に必要な事務費、スポーツ用品の購入費等への支援のほか、令和5年度につきましては、新たに地域スポーツ団体と中学校との連絡調整等を行うコーディネーターの配置支援などが国の支援メニューに加えられたところでありますので、実施市町村の希望する実施内容に沿いまして、実証事業を展開するものでございます。

○**斉藤信委員** 受け皿となる地域のスポーツ活動の実態をどのように把握されているでしょうか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 現在受け皿として考えられる地域のスポーツ団体といたしましては、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、市町村の体育協会、スポーツ協会や競技団体などが挙げられると考えております。これらは、各地域によって状況の違いはありますけれども、現在、県内にスポーツ少年団は926団体、総合型スポーツクラブは59クラブ、市町村体育・スポーツ協会は33団体、市町村競技団体は約700団体ほどございます。

また、今年度の会員数につきましては、例えばスポーツ少年団の団員数は1万7,506人、

総合型地域スポーツクラブは 7,611 人という状況でございまして、コロナ禍ではありましたが、全体としては活発な活動が行われていると認識しております。

○**齊藤信委員** これまでも実証事業を実施しているのですけれども、スポーツ少年団は、スポーツ団体として歴史があつてずっとやられている。総合型地域スポーツクラブというのは、最近です。いろいろな種目でやられる形ですけれども、それが中学校の部活動の地域移行の受け皿になるのかどうなのかが実証事業だと思うのです。

そういう点で、私は二つ問題があると思います。一つは、部活動の改善が今回提起された問題の前提だと思うのです。地域移行の一番の理由は、教員の負担を軽減することですが、岩手県における部活動の在り方に関する方針で平日 1 日以上、週末 1 日以上休むとなっています。私は、やはりこういう部活動の改善とうまく結びつけないといけないと思います。土日はもう地域でやりますということではないのだと思うのです。部活動を改善する中で、どう地域に移行するのか。

二つ目の問題は、民間の団体に移行することになりますと、どうしても費用が発生します。これが部活動との決定的な違いです。いわば費用を負担しながら、土日の部活動を地域のスポーツ団体に委託するようなことになると思うのですけれども、こうした場合に費用負担が大きいと思うのです。

これについて、制度的に国、県、市町村の補助などはあるのか。実証事業では、大体土日の部活動を移行した場合に、月額でどれだけの負担になるのか。費用負担ということになったら、教育の一環としてやれる部活動の延長線になるのかならないのか、私はかなり微妙な課題を含むのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 今齊藤信委員に御指摘いただいた部活動の地域移行、特に休日に関する 2 点のポイントは、我々もそのように認識しております。

今の考え方といたしましては、まず部活動の改善ということで、場所を変えて土日に部活動を行うという考え方から、国ももう少し考え方を具体的に示し始めまして、部活動ではなく、やりたいニーズに沿った方が地域の場で土曜日、日曜日にやってもいいし、やらなくてもいいという形になっております。

ただ、先ほど齊藤信委員がおっしゃったとおり、実態として、ただスライドした形で同じ部活動が 7 日間集中してやられるということをどうまとめていくかが課題だと思いますので、そこら辺は現場ともいろいろと話をし、あるべき姿をいろいろな場面で共有しながら進めていく必要があると思います。

民間の費用負担につきましても御指摘のとおりでございまして、やはり実証事業等の中でも、その部分の課題ですとか声は認識しております。今回私どもが行う実証事業の財源ということで申しますと、国の財源、具体的にはスポーツ庁の地域スポーツクラブ活動体制整備事業という事業がございまして、これは 10 分の 10 の委託事業になりますので、こちらを活用して行いたいと考えております。

○**齊藤信委員** 今の答弁は、かなり重要な答弁だったと思います。建前は中学校の休日部

活動の地域移行なのです。あくまでも自主的に土日は地域でやってくださいということでは、部活動の延長ではないとなったら、もうこれは看板が違ってくるのだと思います。教育委員会もこの取り組みをやっているのだけれども、今の畠山スポーツ振興課総括課長の答弁だと、やはり考え方、看板が大きく変わるのではないかと思いますし、そういう考え方だったら、部活動の改善にならないと思います。スポーツ医科学の立場から、土日の1日は休むし、週2日は休むという方針が岩手県における部活動の在り方に関する方針で出ているわけです。ところが、土日は自主的にやりなさいということになったら、部活動の改善にならないではないですか。私は、発達段階に応じてスポーツ活動はあると思うので、今の発言に大変違和感を感じたので、もう少し整理していただきたい。

もう一つ、費用負担については、今実証事業では国の10分の10の委託事業がある。問題は、実際に地域移行して10分の10の委託事業の予算は、継続されるものなのか、実証事業だけの予算なのか。私は、実証事業で出ているのだと思うので、国の補助がなかったら負担がどのようになるのか具体的に示していただきたい。

**○畠山スポーツ振興課総括課長** まず、実証事業に係る今回の手当てであります、そこから先についてはまだ示されていないのが実態であります。

各家庭、個人の費用負担についてですが、例えば今実際にもし土日に活動する場合に考えられる各家庭の主な費用としては、まず会費が挙げられると思います。会費につきましては、実施団体ごとに定められておりますが、例えばスポーツ少年団では年間2万円台ぐらいの負担であるとか、総合型地域スポーツクラブでは年間1万円程度という声も聞いており、実態はさまざまでございます。これに付随して活動の用具や保険料のようなものはやはり一般的に各家庭が負担しなければならない額として認識しておりますので、そこら辺の裁量を今後いろいろな方面と考えていかなければならないと考えております。

それから質問の前段ですが、先ほどなるべくわかりやすいようにお話をさせていただきましたが、部活動あるいは地域スポーツ活動というところは、やはりまだちょっと定義が見えていない部分がございますので、部活動ではなくという表現に少し言い過ぎたところがあったとすれば、訂正しておわびしたいと思います。そのようなことで現場からも、例えば今回大船渡市で行った実証事業に関しても、我々が行っていろいろと夜に会合を開いた中で、現場の参加者からやはりそこら辺が曖昧だという声も聞いておりますので、教育委員会等と連携し、そこら辺も明らかにしながら、皆さんにわかりやすい活動をしていただくように進めていきたいと考えております。

**○斉藤信委員** 実証事業の段階ですので、これは3年かけてという話もあります。いろいろな課題があるのではないかと。今少子化対策の問題で言うと、子育ての最大の課題は、教育費の負担が大きいことなのです。ですから、新たにこういう負担がふえるということになったら、ますます子育てをしにくくなるということにもなりかねないので、この点は本当に国の対応も含めて、部活動の改善という観点からも慎重にしっかり対応していくことが必要なのではないかと私は思います。



大船渡市等での実証事業の実績、課題などについて、後で資料の提供をお願いいたします。

もう一つの質問ですが、来年度予算としていわて盛岡ボールパークの整備・管理運営事業費が1億1,000万円余の負担金となっています。その中身はどうか。今後の負担金はこのとおり推移するのか、その見通しはどうか。これまでの県営野球場は、3月末までなのです。3月末で野球場ではなくなることとなりますから、黙っていたら維持管理費がかかる。今の段階で今後の活用策、対応策をどう検討されているか示していただきたい。

○佐々木宣和委員長 ただいま斉藤信委員から申し出のあった資料につきまして、執行部におかれましては、後刻委員の皆様提供いただきたいと思います。

○畠山スポーツ振興課総括課長 いわて盛岡ボールパークについて御質問いただきましたけれども、いわて盛岡ボールパークは令和4年度をもちまして整備が終了しておりますので、令和5年度からは管理運営が始まってまいります。県の負担金の内容といたしましては、指定管理料等の管理運営費と、事業者との契約に基づく外構工事などの施設整備費、これについては事業者に対して15年間の分割で負担していくことにしておりますので、それを合わせたものになります。これに伴いまして、令和5年度当初予算案の県負担金の内訳につきましては、管理運営費は7,614万4,000円、施設整備費は2,813万6,000円という中身になりまして、これのほかに下水道の受益者の負担金や建物の総合損害共済金などが加わりまして、合わせて1億1,000万円余という内容になっております。

今後の負担金の見通しでございますけれども、県の負担金は事業契約書に基づきまして、令和5年度から令和19年度までの15年間で総額17億4,700万円余、年平均にしますと大体1億1,600万円余になる見通しでございます。

現在の県営球場につきましては、斉藤信委員から先ほど御案内いただきましたとおり、3月31日をもって閉場いたします。4月以降は常駐の職員は置かない予定でありますので、安全管理上、一般の方の立ち入りは原則禁止とさせていただく予定あり、電気や水道もそれに連動してとめることとしております。

現在の県営球場の維持管理につきましては、令和5年度は敷地内の草刈りなどの環境整備費用を当初予算案に計上しております。その後につきましては、状況に適切に対応していきたいと考えております。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち教育委員会関係を議

題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 議案第 76 号令和 4 年度岩手県一般会計補正予算(第 9 号)について御説明申し上げます。

議案(その 4)の 8 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは、10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 7 項保健体育費までであります。これらは主に授業料や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正であり、全体として 4 億 1,092 万円余を減額しようとするものであります。

補正の主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の 184 ページをお開き願います。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費のうち、一番下のいわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業費は、対象生徒数の確定等に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次の 185 ページに参りまして、3 目教職員人事費のうち、教職員人事管理費から退職手当までの 3 事業は、会計年度任用職員等の人数や児童手当受給者数、退職職員数の確定見込み等により、所要額を補正しようとするものであります。

次の 186 ページに参ります。4 目教育指導費のうち、教育委員会の下から八つ目の市町村学校教育 I C T 活用促進事業費は、G I G A スクール運営支援センターの運営経費等の確定に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

1 ページ飛ばしまして、188 ページでございます。2 項小学校費、1 目教職員費の教職員費、次のページ、189 ページの 3 項中学校費、1 目教職員費の教職員費、次のページ、190 ページの 4 項高等学校費、1 目高等学校総務費の教職員費につきましては、教職員の給与費の確定見込み等により、それぞれ所要額を補正しようとするものであります。

同じ 190 ページの下段、2 目全日制高等学校管理費の管理運営費、次のページ、191 ページの 3 目定時制高等学校管理費の管理運営費につきましては、光熱費等の増額により、それぞれ所要額を補正しようとするものであります。

次の 4 目教育振興費のうち、上から六つ目の高校奨学事業費補助、一番下の公立高等学校等就学支援金交付事業費、次の 192 ページに参りまして、一番上の奨学のための給付金支給事業費につきましては、対象生徒数の確定等に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次の 5 目学校建設費の三つ目、校舎大規模改造事業費は、県立盛岡第二高等学校のつり天井改修工事のほか、工事契約額等の確定に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

一番下の産業教育実習船代船建造費は、国の第 2 次補正予算を活用し、老朽化した共同実習船りあす丸の代船建造に要する経費を補正しようとするものであります。

1 ページ飛ばしまして、194 ページをお開き願います。5 項特別支援学校費、1 目特別支

援学校費のうち管理運営費は、教職員の給与費の確定見込み等により、所要額を補正しようとするものであります。

1 ページ飛ばしまして、196 ページをお開き願います。6 項社会教育費、1 目社会教育総務費のうち、下から三つ目の学校・家庭・地域の連携協力推進事業費は、市町村事業等の確定見込みにより、所要額を補正しようとするものであります。

下段の 2 目文化財保護費であります。二つ目の文化財保護推進費は、指定文化財の修復や整備に要する経費などの確定見込みにより、所要額を補正しようとするものでございます。

次に、2 ページ飛ばしまして、199 ページをお開き願います。7 項保健体育費、1 目保健体育総務費の下から二つ目、こどもの安心・安全対策事業費補助であります。児童生徒の送迎用バスの安全装置の装備における補助でございます。委託業者の所有するバスも補助対象とされたことから、所要額を補正しようとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その 4）にお戻りいただきまして、20 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正、追加の表中、教育委員会の所管分は、10 款教育費のうち 4 項高等学校費から 7 項保健体育費までの 5 事業、13 億 1,804 万 7,000 円でございます。これらの繰越事業は、校舎建設事業のほか柳之御所遺跡整備調査事業等について、計画調整に不測の日数を要したことなどにより、令和 5 年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 まず、185 ページの退職手当が大幅なプラス補正になっております。このことについて、詳細をお伺いしたいと思いますけれども、定年前退職が多いからなのか。そうだとしたら年代別の内訳と、そのことについてどのように分析しているのかお伺いしたいと思います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 退職手当に関するお伺いでありました。まず、大きく増額しているというお話をいただいた部分についてでございます。今回 4 億 6,400 万円余を計上しておりますが、このうち 4 億円余りにつきましては、勸奨退職者につきまして、当初の試算よりも人数がふえたことによりまして、これを増額しようとするのが主な要因でございます。

次に、定年前退職者の状況でございます。前年度との比較で申し上げさせていただきますが、令和 3 年度の勸奨退職も含めた定年前退職者につきましては、全校種合わせまして 141 人になります。今年度は、現時点で 168 人になっておりまして、前年度と比較しますと 27 名の増になっております。

退職の理由の部分につきましては、全数を把握しているわけではございませんが、把握できている中身を見ますと、本当にさまざまな理由がございます。若い方ですと、例えば他の都道府県の教員等に採用されたためということで、本県でも特別選考ということや

っているわけですが、同様に他県でも行っておりまして、いわゆるUターンで地元に戻るために退職される方も多いですし、御結婚、家族の転勤、体調面などさまざまな理由は挙げられております。

○小西和子委員 私がとても気にしているのは、20代の教職員がかなり痛んでいて、精神疾患も多いですし、そういうことでの退職も多いのではないかと考えていますけれども、どのように分析していますか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 精神疾患の部分につきましては、若手という区分も含めて申し上げますと、今年度学校職員のうち14日以上病気休暇を取得した人数ですけれども、これは昨年12月末現在で、全校種合わせまして254名でございます。このうち、精神疾患は149名になりまして、さらに採用から5年目までの職員に限って人数を出しますと、55名ということで、これが全て退職につながっているかどうかにつきましては、申しわけありませんがそこまでの分析はしていないところでございます。

○小西和子委員 それでは、今回の動きにつきましては、定年延長との関わりをどのように捉えているのでしょうか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 定年引き上げとの関係でございますが、先ほども申し上げましたけれども、退職者個々の退職事由につきましては全て把握しているところではありませんので、正直わかりかねる部分がございます。定年引き上げはまだ施行されていない中で、退職事由がわかっている者に関する限り、定年引き上げに関係するような事由は見当たらなかったという状況でございます。

○小西和子委員 一番心配していることは、始業式のときに担任が決まらないということがここ数年間続いております。人員配置に与える影響については心配ないと捉えているのか伺いいたします。

○熊谷小中学校人事課長 始業式に欠員を出さないように取り組んでいる部分でありますけれども、臨時的任用教員のなり手などを確保して、年度当初の未配置等を生じさせないように、例年に比べてかなり早い時期から臨時的任用候補者の声かけを行っているところであります。また、現在学校、市町村教育委員会、教育事務所、県教育委員会が連携して、臨時的任用教員のなり手の情報等を共有して、一人でも多く任用できるように努めているところであります。

また、再任用を希望する方も、可能な限り短時間勤務ではなく常時勤務をしていただくように働きかけをしております、できるだけ欠員が生じないように引き続き取り組んでいるところでございます。

○小西和子委員 よろしく申し上げます。

○神崎浩之委員 りあす丸の件です。私も前から高校からのお話を直接受けているのですが、金額も金額でありますので、建造費についてはこの金額でいいのかということと、毎年の維持費はどのぐらいかかってくるのかということ、今後の建造の流れについて、何年ぐらいかかって、いつごろから就航されるのかをお聞きしたいと思います。

○**佐々木学校施設課長** りあす丸の建造費でございますが、総事業費は約 29 億 4,000 万円になります。今年度設計をいたしまして、2 月補正予算案で要求させていただいている額を令和 5 年度に繰り越して、令和 5 年度から令和 6 年度の 2 年間で建造し、令和 7 年度から供用開始と見込んでおります。

かかる維持費でございますけれども、やはり老朽化に伴いまして毎年かなり修繕費がかかっております。検査費用、維持修繕費を合わせまして、大体毎年度 1 億円程度かかっているところでございます。

○**神崎浩之委員** この授業については、やはり専門の教員など、ほかの教育と違って結構かかります。目に見えるハードだけの維持費だけではなく、スタッフも整えなければならないということもあるのですが、実際問題これに乗る生徒も少ないのです。それから、今はどうかかわからないけれども、他県から乗られる方もいたということなのですが、例えばここ二、三年ぐらいで毎年何人の生徒が乗るのか。それから秋田県や山形県などの他県からも生徒が来たような気がしたのですけれども、そういう状況についてお伺いしたいと思います。

○**菊池産業・復興教育課長** まず、県立宮古水産高校の現在の在籍状況でございますが、海洋関係の学科で 1 年生が 15 名、2 年生が 9 名、3 年生が 11 名になります。あわせて、海洋実習に出かける主な学生は専攻科の学生ですけれども、専攻科は現在 1 年生が 3 名、2 年生が 6 名在籍しております。

県外からの生徒というお話もございましたけれども、県内以外にも山形県立加茂水産高校や、最近茨城県立海洋高校からの見学も出てきております。山形県立加茂水産高校は、継続的に毎年 2 人から 3 人が専攻科に入学していただいておりますし、令和 5 年度の入学予定者は現在 8 名で、例年よりは少し多くなっておりますが、内訳は県立宮古水産高校が 3 名、山形県立加茂水産高校が 2 名、茨城県立海洋高校が 3 名という状況で、合計 8 名の生徒が入学予定となっております。

○**神崎浩之委員** 最後に、教育長にお伺いしますけれども、御尽力もいただいているということなのですが、県立宮古水産高校という高校があって、いろいろ歴史があります。ただ、やはり今こういう生徒数ということもあって、県民の御理解もいただかなければならないと思っているのですけれども、そういうことを踏まえて、やるからには安全なものなければだめだと思っています。

例えば岩手県における海洋実習の意義、あわせて今非常に不漁ということで、こういうことに対しても今後の水産業の繁栄にも寄与するような気持ちもあるのかどうかということなのですが、岩手県のそういう水産業の環境の中でこの事業について予算をつけていただいた意義について、佐藤教育長からお願いしたいと思います。

○**佐藤教育長** 県立宮古水産高校の共同実習船りあす丸でございますが、平成 13 年に竣工しまして、今年度までに 22 年が経過しております。法定耐用年数は 9 年と言われておりますし、代船建造のめどは大体 15 年と言われておりますが、そこからも大幅に超えております。

これまでも航海実習にハワイ沖などまで出かけるわけなのですが、数年前は、網を入れて巻き上げる機械が故障して、実際の実習ができなかったということもございました。

こういった安全面のほか、使った水の海洋への投棄等についても、しっかり持って帰るために、タンクを大きくしなければならないということで、これまでの規模から少し大型化していくという要請もございました。先ほどの佐々木学校施設課長からの答弁で29億円余という多額の整備費用も要するということですが、これは文部科学省から補助もいただいて整備を進めていくこととなります。

また、意義でございますが、本県唯一の水産高校である県立宮古水産高校は、高校再編計画の後期計画におきましても、存続という形で進めることにしました。ただ一方では、教育環境の整備に向けては、県立宮古商工高校の校舎と一体的整備をするということで、共通する部分については県立宮古商工高校の施設と共有するという、そしてしっかりした実習施設も整備し、水産関係、商工関係双方の人材育成を実現していこうということで、今そちらの設計も進めております。

今不漁等のことも御指摘がありました。三陸沖という有数の漁場を抱えている本県にあって、水産業の振興は非常に重要なことだと考えております。今後の水産業に従事する担い手の育成に向けて、よりよい教育環境の施設整備にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○**岩淵誠委員** 何点か確認させていただきたいと思います。

先ほど退職手当の増額の指摘がありました。勸奨退職というものがあります。知事部局や警察本部職員で、最近はなかなか勸奨退職というのは聞かないわけですが、県教育委員会において勸奨退職の人数はどのような推移になっているのか。それから勸奨の理由はどうかお示しいただきたいと思います。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** ここ最近の勸奨の推移でございますが、まず今年度につきましては93人の見込みであります。令和3年度は81人、令和2年度は56人、これは新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した年でありますけれども、令和元年度が83人、平成30年度が78人ということで、大体70から80人台で推移している状況でございます。

理由につきましては、詳しくはお聞きしておりませんが、体調面を理由にされる方や、違う道に進みたいというようなお話を聞いたことはございます。

○**岩淵誠委員** そういう理由はあるのでしょうかけれども、勸奨退職というものは、普通はそろそろどうですかということでもありますから、こういう理由なので辞めますというのは、勸奨という定義かということ、私が持っている一般的なイメージとは少し違うのですが、県教育委員会の定義はどうなっていますか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 勸奨は、基本的にはそのとおりであります。ただ、勸奨に当たって、定年前に退職される50歳以降の方になりますけれども、勸奨を希望するかどうかを確認しまして、先ほど言った事例ですけれども、長年の功績が認められるような方につきましては、そのように対応しているということでございます。

○**岩淵誠委員** そういう定義をしているというのはわかりました。聞きますと、50代ということですから、管理職相当であったり、いずれにせよベテランの先生方ということで、これから定年も引き上げられ、教員全体のマンパワーも不足されているようなので、七、八十人、今年度は90人ということでありますから、そこは少し手を入れていく必要があるのではないかと私は思います。

教育現場の中で、今いろいろAIの教育が入っていて、やはり教育事務所などにお伺いすると、若い先生は日常的にこういうのを使っていますからいいのだけれども、やはり30年、40年板書による授業をしていた方がいろいろな別な機材を使って授業をやるということは、大変な御苦労だと思います。そういったところも影響しているのかどうかよくわかりませんが、やはり教育現場において培ってきた力を大事にさせていただくということではないといけないと思うし、大体七、八十人と言っていますけれども、今年度ふえているわけです。それはもう少し分析して、マンパワーをどう維持するかというのが課題になっているときに、やはりそのベテラン陣をきちんとケアをしていかないといけないのだと思いますが、答弁を求めます。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 70から80人と、相当な数になっておりまして、確かにこれから定年引き上げという部分も制度として入ってくるという事情を踏まえまして、引き上げに伴うそういう制度の説明等につきましても昨年11月ごろから始めているところでございます。そういう機会や個々の教育事務所における管理職研修等を通じまして、人材確保につきまして引き続き努めて準備したいと考えております。

○**岩淵誠委員** 先ほどの精神疾患や若い人たちの流出などいろいろ含めて、指導する方が減っていく中で、辞めないということに焦点を当てていただかないと、50代以上が七、八十人辞めるというのは、少し尋常ではない。一般企業の常識からすれば、よほど業績が悪かったもので、リストラしましたというのは別ですけれども、これはそのまま放置しておいていい話ではないという危機感を持っていただきたいと思います。

次に、奨学金の関係で、高校奨学事業費補助は増額補正。一方で奨学のための給付金支給事業費は減額になるということで、それぞれの状況と、それぞれどういう環境でこういうことが起きているのかを示していただきたいと思います。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** まず、高校奨学事業費補助でございます。これは、公益財団法人岩手育英奨学会に対しまして補助をして、奨学金メニューの一つをつくってもらっているところでございます。その奨学金は、東日本大震災津波で被災した家庭の子女の方の高校の就学に必要な資金ということで貸与しているもので、それに伴う経費を毎年県から公益財団法人岩手育英奨学会に補助をしているところでございます。

これに関しましては、過去2年度の実績から推移を計算いたしまして、当初予算で48名の貸与見込み者を計算したところ、年度末の貸与実績が52名となったということで積算し直しまして、今回増額補正で補助をして、貸与事業をしていただく事業となります。

一方、奨学のための給付金支給事業でございます。高校生の部分ですが、高校生は授業

料ではなく、例えば教科書費、教材費など、授業料以外の教育費の負担軽減ということで、生活保護受給世帯、都道府県民税・市町村民税の所得割が非課税世帯の高校生に対して、先ほど言ったような使途の経費を給付しているものです。これは過去3年度の実績から当初3,606人と見込んだところ、やはり子供の数も減っているなどもありまして、2月実績として2,700人であったことから、減額補正という状況になっております。一方は補助を通じて公益財団法人岩手育英奨学会に対して奨学金事業をして、また一方は給付という形で、そういう事業の建てつけや積算の違いで、一方は増額、一方は減額となっております。

**○岩淵誠委員** 中身はわかっているのですけれども、要は子供たちの就学を取り巻く生活環境、経済的環境が今どうなっているかを県教育委員会としてどう把握しているかが問題だと思います。

例えば奨学のための給付金支給事業費が、今年度当初で3,600人。これが実は新年度予算だと対象見込みが3,100人ということで、ぐっと下がるということです。一方でこれは大変いいことだと思います。正しく奨学金を使うか使わないかという問題はありますけれども、給付型の奨学金の生徒がそれぞれの環境に合わせてやっているのはそのとおりだと思います。しかし、やはりコロナ禍があつて、燃油高騰があつて、親の暮らしが、沿岸部の子供たちの心のケアの問題などにもいろいろ影響しています。この奨学金はやはり当然生活環境、経済環境を見てのところだと思っておりますが、今子供たちを取り巻く家庭の環境を県教育委員会としてはどのように見ているのかお示いただけますか。

**○西野教育企画室長兼教育企画推進監** 子供の数が減れば、その分割合としては減るところはございますが、一部の奨学金事業においては一時ほどの減り方よりは少し鈍ってきているところがありまして、やはりコロナ禍もあつて、親御さんの仕事、経済的な事情が厳しくなっている人も見受けられると認識しております。

**○岩淵誠委員** 例えば最後のところで計数整理の部分がありますから、これはこれで予算としてはそれでいいのですけれども、やはりもう少し幅広に、そして臨機応変に出せるような環境でないと、まだまだ物価高騰の影響はかなり続くものだと思います。

そうした中で、例えば受験生としても、こういうところへ行きたいのだけれども、うちにはお金がないから、こういうところでなければだめだし、弟や妹もいるから、俺は浪人できないのだとか、浪人してしまったら、もう俺は進学はやめようとか、そういうのは多分いまだにあるのです。そういう関係がふえているのです。それに対応した予算や、いわゆる子供たちに安心感を与えるような予算の組み立て、当初の段階である程度これぐらいあるから心配するなど、なくなってもきちんと追加をするからというようなことが学校現場ではきちんとなくなっているのです。これは幾ら予算を立てても、それが知られていないと全く意味をなしませんので、その辺をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○西野教育企画室長兼教育企画推進監** まさに今岩淵誠委員がおっしゃるとおりだと思います。保護者の方、子供たち自身が自分の進路を決めるときに、やはりその希望に応じた選択が取れるような環境をつくっていくことが重要なことだと思っております。



先ほど申し上げた就学関係の支援制度がさまざま多岐にわたってきて複雑化して、保護者の方にもわかりづらいといった問い合わせも来たりしておりますので、それを一覧にしてわかるような形であるとか、そこを学校の先生方とも工夫しながら周知していくのとあわせまして、予算の確保に関しても努めてまいりたいと思います。

○岩淵誠委員　そういう意味では、県教育委員会の本局もそうですけれども、学校現場においても、やはり経済状況に対してもう少し敏感になっていただかないと、これは心の問題や生徒の将来に影響することですから、少し視野を広げて、経済状況のことについてはしっかりとケアをして、そういう認識を持っていただければと思います。

最後に、学校運営費の中で、今年度やはり燃油高騰などで増額補正をしています。ただ一方で、特別支援学校が少し減額になっていまして、要はきちんと3月まで手当てできているかが心配なわけですが、これは大丈夫ですか。

○古川予算財務課長　物価高騰に伴います燃料費等の予算についてでございますが、高校の校舎、県立総合教育センターや県立生涯学習推進センターを含む全施設の光熱費につきましては、9月補正で予算措置をさせていただきましたが、やはり不足が生じまして、今回もトータルで1億8,000万円ほど補正予算を計上させていただいているところでございます。当初予算はトータルで10億3,000万円ほど計上していたのですが、補正後は約14億円かかるという見込みが立っておりまして、35%程度当初予算から上がるということでございますが、足りなくならないように措置をしております。

○岩淵誠委員　やはりここで問題になっているのは、予算は当局がきちんとつけました、我々もつけたはずだ、予算を通したというのだけれども、学校現場に行くと、いや、うちの学校は金がないだとか、どうも暖房をとめるしかないのだとか、それがよくSNSに発信されているのです。事務長と話しをしたら、金がないというから、これは駄目なのだとか、親御さんに何か変に伝わって大騒ぎになっているのがよく散見されます。コミュニケーションがかなり不足しているのだと思いますし、それは学校の内部でも、対外的にもそうです。第一義的に子供に対して、やはりコミュニケーションがうまくいっていないのではないかと。金がない、金がない、うちはこれしかないと言うけれども、それは心配するな、そういうのはきちんとやる。だから、セーターを2枚も3枚も重ね着するようなことではないわけですから、このコミュニケーションという部分は、去年から見ていて私は少し懸念を持っているのですが、このことに対しての現状と今後の対応について、お伺いしたいと思います。

○古川予算財務課長　9月補正で物価高騰分を措置させていただいた際に、私から各学校に対しまして、十分な予算を準備したいと思っているので、学校環境、勉強に影響のないようにきちんとしてくれということはお話ししておりました。

今回もまた不足が生じておりましたが、各学校の状況を調べまして、早めにこういった金額の予算要求をしてまいりたいというお知らせもしつつ、寒くて勉強にならないなどということがないように、事務方には連絡を差し上げているところではあります。

岩渕誠委員から御指摘のあったようなこともございますので、改めて我々も学校とコミュニケーションをとっていきたいと思いますし、学校の先生方や親御さんにもうまく伝わるようにお願いしたいと思っております。

○**岩渕誠委員** 少し紹介すると、そういう書き込みの中で、議員はこの実態を知っているのかという書き込みがあったりするのです。我々はきちんと予算措置したし、きちんとやりますという返事をするのだけれども、やはり学校は安全で安心で、しっかりと健康も守れる場所であるという大前提があるのに、そこに対して疑念が生じて、SNSなどでどこまでも拡散して、状況を知らなくてもみんな書いてしまって、これは収拾がつかないような状況になってきているのです。

そういう意味では、早め、早めの連絡と密なコミュニケーション、それからやはり伝達の仕方なのだと思います。これをきちんとやらないと、本当に個々の学校経営の不信感にもつながるので、そこはぜひ留意していただきたいと要望して終わります。

○**斉藤信委員** 184 ページ、いわての学び希望基金奨学金給付事業、いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業は、減額補正になっているのですけれども、これの給付対象者について、小中高大の奨学金と大学院の一時金支給事業の実績を示してください。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** いわての学び希望基金の奨学金の実績でございます。小学生が 20 名、中学生が 41 名、高校生が 51 名、大学生等 100 名、大学院生が 3 名の 215 名となります。

○**斉藤信委員** わかりました。この減額は、当初の予定より対象者数が減ったと理解してよろしいのですか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 当初、例えば大学進学率など前年度比何%で見込んでいたのですが、そういうところも若干変わってきてまして、見込み数が減ったものと考えております。

○**斉藤信委員** 先ほどの答弁で、大学生は 100 人ということです。これは、被災してから 12 年たっていますから、この世代が一番多いということだと思います。

次に、190 ページの管理運営費は、今議論にもなりました。これは、物価高騰分の補填で、文化施設、スポーツ施設も全額補填をしているという話でありました。これは高等学校費ですから、県立高校の場合、全額補填の額と見ていいのですか。

○**古川予算財務課長** 光熱水費の高騰分に係る経費につきましては、全額でございます。

○**斉藤信委員** これはあした採決するのです。ところが、もうきのう卒業式をやっているわけです。本当は今までのところが一番大変なのですから、やはり 2 月補正で全額補填されるから、学校は心配なくやりなさいと 1 月ぐらいに内々の指示が出ないと、今岩渕誠委員も言ったように、見通しがなかったら使えないのです。これからもう春休みになるわけではないですか。

ですから、2 月補正はいいのだけれども、これから卒業式が終わって、春休みに入るときに補正されても、それを前提にして各学校は安心して暖房費を使っているのか。設置さ

れているエアコンは、暖房にも使われているのでしょうか。

○佐々木学校施設課長 一部の学校においては、エアコンを使用しております。

○古川予算財務課長 今年度の電気代や燃料費の高騰は、今までにないような急激な値上げだったこともありまして、2月補正を積算してから、少し早めに学校にこういった予定で動いているといったことはお知らせしましたが、もう少し早くしたほうがよかったのではないかという御指摘もそのとおりでございます。今後こういった事態がございましたらば、学校と連携を取ってまいりたいと思います。

○斉藤信委員 県立高校の暖房のシステムは、灯油が主流なのでしょうか。そういう実態がわかれば、示してください。

○佐々木学校施設課長 重油によるボイラー暖房、灯油によります温水器によるボイラー、エアコンの3種類が主流となっております。

○斉藤信委員 もっと丁寧に。どのぐらいの比率なのか。

暖房に関連して、今新型コロナウイルス感染症の影響でやはり一番心配されるのが換気なのです。卒業式については、マスクを外してもよいという通知が文部科学省から出ました。私は、通知をする前にどういう条件が整備されたらマスクを外せるのか、こういうことがあってしかるべきなのだと思うのです。普通だったら、換気システムを整備してマスクも外して大丈夫ですとやらないと、新型コロナウイルス感染症は決して収束したわけではないし、今インフルエンザがもう警報レベルで広がっているときに、マスクを外していいですというのは、違うのではないかと私は思います。

きのう多くの県立高校で卒業式があって、ニュースを見ていたら、外してやったというところも、ほとんどマスクをつけて卒業式をやったというところもありました。その現状と、マスクを外したところはどういう対策を取ってやったのか、あわせて示してください。

○佐々木学校施設課長 まず、暖房の内訳について補足をさせていただきます。

高等学校と特別支援学校を合わせまして、灯油を使っている学校が全部で50校、重油を使っている学校が54校、ペレットが1校という内訳になっております。

○菊池保健体育課総括課長 卒業式におけるマスクの取り扱いに関する基本的な考え方でございますけれども、児童生徒及び教職員につきましては、入退場、式辞、祝辞、卒業証書授与、送辞、答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とするとしております。また、来賓や保護者等はマスクを着用すること。国歌、校歌等の斉唱や合唱を行うとき、複数の児童生徒によるいわゆる呼びかけを実施するときは、マスクの着用など、一定の感染対策を講じた上で実施するよう通知したところでございます。

○中村高校教育課長 卒業式の実態について、本当に僅かですが、聞いたところでは、今菊池保健体育課総括課長がお話ししたような対応になっておりまして、生徒、教職員については、マスクをその場面に応じて外すことは可能。ただし、希望する生徒はつけていて構わないということです。それからきのう各校では何年かぶりに式典で校歌を歌う場面が見られたわけですが、しっかりマスクを着用して歌うといった指導を行いながら式を実施

したと伺っております。

○**斉藤信委員** 政府、文部科学省が学校の卒業式だけは先行して、基本的にはマスクを外すとしました。ただ、問題は、県内は今インフルエンザも警報段階になって、最終的には学校の判断でやったと思うのだけれども、やはりこういうものは科学的な根拠をもってやられるべきだと思います。外すときにはどういう環境整備が必要なのか。私は一番は換気だと思うのです。だから、換気の施設、設備を国は責任持ってやるべきではないのかと私は思いますが、これは指摘だけにとどめておきます。

次に、192 ページ、これも先ほども取り上げられました奨学のための給付金支給事業のところ。この補正額が1億 553 万円余の減額で、見込みからかなり減ったのは、単なる対象者数の減少という数ではないのではないかと思うのです。これは、低所得世帯に対して教育費負担軽減のための給付金を支給するものなのです。恐らくこれは申請主義でしょうから、やはり周知を徹底しなかったのではないか。低所得者が減ったとは考えられないので、きちんと周知徹底を図ったのかと思わざるを得ませんが、いかがでしょうか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** この事業でございますが、当初予算では3,606人、過去3年の実績の平均から予算要求を計上しました。それが実質最終的には2,713人となったところで、この減額補正額となっております。

この給付金支給事業に関しましては、まず高校の授業料が減額となる就学支援金というものがございます。それを7割から8割ぐらいの生徒が受けているわけですが、その方たちのうち生活保護受給世帯、非課税世帯が対象で、学校の事務室などを通じて周知を図って、関係書類を提出というようなことで、時には再確認をしながら申請などにも対応しているところでございます。

基本的には漏れがなく給付しているという認識ではありますが、先ほども御答弁申し上げたとおり、わかりづらくて認識がなかったということがないように、周知に努めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** これは、低所得者にとっては大変いい制度なのです。授業料以外の教育費負担を軽減する給付金ですから。全日制の生活保護受給世帯の場合には3万 2,300円、全日制の非課税世帯のうち第1子は11万 4,100円、第2子は14万 3,700円と、活用すれば大変いい制度なので、やはり周知徹底を図って、漏れなく活用するようにしていただきたいと思います。

199 ページ、こどもの安心・安全対策事業費補助、170万円の増額補正でありました。改めてその中身を示してください。

○**菊池保健体育課総括課長** こどもの安心・安全対策事業費でございますが、令和4年9月に静岡県の認定こども園で送迎バスに取り残された園児が死亡した事案を受けまして、幼稚園、認定こども園のバス及び特別支援学校の送迎バスに安全装置の設置が義務づけられることに伴い、当該安全装置の設置にかかわる経費を措置するとともに、登園管理システムやICTを活用した子供の見守りに要する機器等の導入に必要な経費を措置すること

で、子供の安心、安全を守るための対策を講じるものでございます。

○**斉藤信委員** 幼稚園や特別支援学校の通園バスということで、それぞれ何台になりますか。

○**菊池保健体育課総括課長** 整備台数でございますが、当初市町村立幼稚園数である 29 台、市町村立小中学校所有の通学用バス 353 台、特別支援学校所有 16 台の計 398 台分の所要額を計上していたものでございます。委託等による民間業者所有の車両も補助対象となることから、当課におきまして改めて補助対象台数の調査を実施いたしまして、市町村立幼稚園 20 台、市町村立小中学校通学用バス 458 台、特別支援学校所有 16 台の計 494 台分となったことから、増加分として 96 台分について今回予算を計上したものでございます。

○**斉藤信委員** 了解しました。

最後の質問です。194 ページ、学校給食物価高騰対策支援費は 428 万円余の減額補正であります。これは、増額補正した分が余ったということだと思いますが、今年度は県立学校で物価高騰分の値上げはなかったと理解していいのか。

もう一つは、既に今年度どんどん食料品の価格が高騰しております。小中学校の動向を聞きますと、もうほとんどの学校で給食費の値上げをするということです。しない場合には回数を減らすといった動向になっております。異次元の少子化対策ということが言われているときに、4 月から学校給食費の値上げはあってはだめなことだと私は思います。県立学校、特別支援学校の場合、来年度の給食費の値上げは抑えるべきだと私は思うけれども、その点がどうなっているか。小中学校の値上げの状況なども把握していれば、示していただきたい。

○**古川予算財務課長** 特別支援学校における給食費の値上げにつきましては、補正予算で措置させていただきましたが、現在 15 校のうち 10 校で 10%の値上げを実施済みでございます。時期は、9 月に実施した学校もありますが、12 月からという学校もありまして、各学校、地域の事情に応じて給食費の単価を設定していただいているところでございます。

来年度につきましては、今消費者物価指数などを見ながら検討しているところではあります。今 10%値上げしたもので来年度も給食費を賄えるという状況も二、三聞いておりますので、これから検討してまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 今少し衝撃的な答弁でした。今年度は、物価高騰分を手当てしているわけです。ところが、実際には 10%値上げして、減額補正ということはないのだと思うのです。足りないというのだったら、そのための対策があったわけだから、補正してあげないといけません。来年度もこのままだったら、本当にまた値上げということになりかねないと思うけれども、今年度こういう対策を取りながら、どうして値上げになったのですか。

○**古川予算財務課長** 値上げはしておりますが、歳出予算で今年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、そこに充当している形になりますので、保護者負担は生じていないということでございます。県の食材費の費用を措置したりしまして、その起点が 9 月から全部の学校が上がるだろうという予算を措置させていただいた

のですが、その分が減額に含まれなかったといった予算でございます。

○**斉藤信委員** では、保護者負担は値上げになっていないということですね。食料品が値上げになっているから、学校給食費そのものは上がって、それを保護者に負担させないというので補正予算になっているわけだから。何か答弁がわかりにくい。10校が10%値上げという答弁だからびっくりするではないですか。そうではなく保護者の分は値上げになっていないということですね。わかりやすく教えてください。

そして、来年度の見通しをもう少し教えてください。

○**古川予算財務課長** 失礼いたしました。物価高騰に伴います給食費の保護者負担を増額させないための手だてとして、補正予算を措置させていただきました。その点は、その当時の消費者物価指数を見ながら、最後は約14%まで上がるのではないかという見通しを立てまして、食材費を買う予算を立てさせていただいたのですが、この食材費には国から来る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しまして、保護者負担を上げないということで進めてまいりましたが、学校で全部上げたわけではないので、今回その補正をさせていただいたものであります。

物価高騰の交付金につきましては、令和4年度限りではないかということで今認識をしております。令和5年度については、国の補正予算は期待できないという見通しになっております。

○**佐々木宣和委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木宣和委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木宣和委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木宣和委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**小西和子委員** 最初に人員確保についてお伺いいたします。今年度の産休、育休の対象者数、産休の代替が開始日に間に合わなかった件数、割合を校種別に伺います。あわせて、未配置についても伺います。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 今年度の産休及び育休の取得者数及び代替教員の状況についてでございます。まず、産休取得者でございますが、校種別に小学校で51人、中学校で14人、義務教育学校で3人、高等学校で10人、特別支援学校で22人になります。

次に、育児休業の取得者です。小学校 55 人、中学校 15 人、義務教育学校 2 人、高等学校 13 人、特別支援学校 18 人となっております。

次に、代替の部分であります。産休取得者のうち、開始日に代替職員が間に合わなかったという部分でございますが、小学校は 34 人、中学校が 5 人、義務教育学校が 3 人、高等学校が 1 人、特別支援学校が 7 人ということでして、割合ですけれども、小学校、中学校、義務教育学校をあわせて 61.8%、高等学校、特別支援学校をあわせて県立学校で 25%になります。

さらに、産休取得者の代替教員が未配置であったものにつきましては、小学校で 13 人、中学校で 2 人、義務教育学校、高等学校、特別支援学校でそれぞれ 1 人となっております。

○小西和子委員 悪化しているということですよ。昨年度であれば、産休者が 90 人、そのうち代替開始に間に合わなかった件数が 38 件で 42%でしたが、今度は 61.8%ということですよ。どのようにして校内でそこを賄っていると考えているのですか。

○熊谷小中学校人事課長 欠員の代替が間に合わなかった部分、配置できなかった部分のケアでありますけれども、担任を持っていない副担任の教員で、そちらの授業、指導を行ったり、管理職で、副校長を中心にそういう授業を行うなどして、まず児童生徒の学習活動に支障がないように措置をしているところであります。

○小西和子委員 私にも 40 代の子供がおりますけれども、例えば担任の先生がお休みするから先生があしたから変わると言うわけです。そうしたら来なかったのだとがっかりして帰ってくるわけです。そして、誰に教えてもらったのと言えば、教頭先生と言うわけです。新しい先生はいつ来るのかと子供は思うわけです。子供たちもおなかの大きい先生に対しては、先生、元気な赤ちゃんを産んでねと、おなかを触ったりして送り出すわけでしょう。そうしたら、代わりの先生が来ない。ええっとなるわけです。そこを何とか配置ということで、2023 年 7 月までに産休、育休に入る教員の代替を年度当初から配置することでありました。対象者数と代替員配置の見通しについて伺います。あわせて、国のスキームと加配との関わりについても伺います。

○熊谷小中学校人事課長 来年度 1 学期中に産休を取得する見込みの人数と代替者の見通しについてであります。1 学期中に産休を取得する予定者数は、現在調査中ではありますが、およそ 25 名前後と見込んでおりました。代替者につきましては、地区によって臨時的任用教員の候補者数の違いがありますので、配置が難しいケースもあると思われませんが、一人でも多く配置することができるように、臨時的任用教員のなり手の確保に努めているところであります。

文部科学省では、年度途中に産休、育休に伴う代替教員を任用することが難しい状況であることを踏まえまして、あらかじめ把握できた年度途中の産休、育休に係る代替教員を年度当初から臨時的任用教員として任用することができる加配措置を講ずるとしておりました。

なお、この加配措置であります。現行の加配制度の枠組みの中で実施されるものであ

りますので、加配が充てられた期間につきましては、現行の加配制度の目的に沿った活用が必要とされているものでございます。

○**小西和子委員** 年度初めから配置しますという答弁だったわけです。25人お休みということで、代替の配置できない地域もあるが、精いっぱい努力しますということではありますけれども、私は少し情報を得たのですけれども、国のスキームについても非常に少ないと思っております。このことについてはしっかりと明言されたのですから、配置をお願いしたいと思います。

次に、先ほどもありました今年度の病休者は何人かということですが、先ほどの答弁での14日以上病気休暇の部分をもう一度お願いしたい。今年度の病休者は何人か、そのうち精神疾患は何人か、採用から5年目は何人かのところをお願いいたします。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 令和4年度における学校の教職員のうち、14日以上病気休暇を取得した教職員の数でございます。昨年12月末現在でございますが、小中学校、県立学校合わせまして254名となります。このうち精神疾患は149名であります。採用から5年目までの者で、病気休暇を取得した者につきましては67名、精神疾患の者は55名になります。

○**小西和子委員** 若い人たちが痛んでいることがこの数値からもわかります。

来年度の教職員配置について、始業式に欠員を出さないための取り組みについて、先ほどもありましたけれども簡潔にお願いします。

○**熊谷小中学校人事課長** まず、始業式に欠員を出さないということで、今のところ正式採用の教員の配置も進めて、大体落ち着いているところでありますし、臨時的任用の部分も来年度の未配置を生じさせないように確保に努めているところであります。

また、今後につきましては、再任用者、これから定年引き上げも進んでいくのですけれども、できるだけ短時間勤務ではなく常時勤務というあたりも進めながら、できる限り欠員が生じないように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** よろしく申し上げます。

次に、来年度からの教員の研修体制の変更について伺いますけれども、法律案に対する附帯決議にこの人事評価制度と趣旨、目的が異なることを周知することとあり、文部科学省の通知に研修履歴や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではないとの記載があります。その点について間違いはないか、佐藤教育長に伺います。端的にお願いします。

○**佐藤教育長** 今般の教育公務員特例法の一部改正によりまして、ことし4月から研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励が導入されますが、小西和子委員御指摘のとおり、国のガイドラインでは地方公務員法の規定により行われる人事評価に関しては、校長等の管理職が、日常の職務行動の観察を通じて得られた情報などを総合的に踏まえつつ、期末面談等の機会に各教師が発揮した能力や上げた業績を確認した上で、評価が実施されるものであり、研修履歴や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではないとさ



れているところでございます。

○小西和子委員 これ間違いがないということでございます。

受講年齢は 55 歳と 45 歳でしたが、先ほどから話をしていますけれども、学校によっては、一人でも欠けると、もう学校が回らないということが沢山あるです。ですから、二、三年の幅を持つようなことをやらなければならないと思うのですが、とてもでないけれども、負担となる研修は、先ほどもありました病休者の増加につながりますし、教員採用試験の減少など、さらなる課題につながると思うのです。

御存じだと思いますけれども、岩手大学の学校教育教員養成課程を志望する学生が激減しているのです。もう高校のうちから、先生はだめだ、とてももたないということで、激減しているのを御存じかどうかということも含めまして、さらなるこういう課題につながりますので、この研修制度は来年度始まったらすぐ見直しを検討するべきだと思います。そうでないと、みんな倒れてしまいます。この後で、とてもひどい学校のことを言いますけれども。答弁をお願いします。

○度會学校教育企画監 小西和子委員御指摘の 45 歳と 55 歳の際の研修につきましては、教員免許更新制が発展的に解消されましたので、それに代わるものという形で設定させていただいております。受講年齢は、45 歳と 55 歳とさせていただいておりますが、学校のさまざまな事情があると思いますので、最大 2 年延期される形で受講する年度を決めることも可能とする制度にさせていただいているところでございます。

○小西和子委員 どんどん元に戻す動きが出ていますけれども、学校現場をきちんと見てください。学校現場に行って、一緒に行動してみてください。

次は、働き方改革プログラムについて伺います。時間外勤務上限時間を超える働き方が放置されています。職員団体の調査によると、土日も含めて時間外勤務上限時間を超えるのは 93.9%もあるのです。ほとんどが上限を超えて違反なのです。罰せられなければならないような状況なのに、次々と業務をふやそうとする動きがあります。

もう御存じだと思いますけれども、学校における集団フッ化物洗口について、確かに文部科学省や県教育委員会からも教職員の負担軽減に配慮するようお願いいたしますと書いているにもかかわらず、岩手県学校保健会、学校歯科医会、学校歯科医研修会開催要項というのがありまして、もう来年度やるところは 3 月 6 日までに申し込んでくださいというように来て、もうお墨つきをもらったような形で入ってくるのです。ところが、学校現場はもうフル回転です。養護教員たちは、もうかなりきつい働きをしていますし、フッ化物洗口をするときには、担任もつきます。担任も時間外勤務が 45 時間どころではない、平均で 1.5 倍、大変な人たちはもう 150 時間以上、200 時間という人たちもいるにもかかわらず、こういうことが入っています。

もう一つ、驚いたことに、学校におけるてんかん発作時の口腔用液の投与についてという通知が配付になりました。これは、児童生徒がてんかん発作を起こした場合に、その児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液の投与を行うことについて、文部科学省から厚生

労働省医政局に対して照会を行ったところ、条件を満たしていれば、医師法違反とはならないという回答があったということなのですが、条件とは何でしょう。救急救命士でさえもやってはいけないことなのです。それを学校現場でやっていいということは、どういうことなのですか。それも勤務時間等の上限がきちんと守られているという働き方ならともかく、みんな倒れそうになって、教職員を目指す人たちも減っている中で次々と業務をふやして、フッ化物洗口は前からずっと多くの団体が反対の声を上げている。そんなにいいものだったら、何十年もたっているのに、どこでもやるのです。問題があるからやらないのです。それに歯磨き指導をして、どんどん虫歯が減っているにもかかわらず、薬物を口に含むという。そして、何か事故があったらどうする、誰が責任を取るのですかと言ったら、答えられないのです。誰も責任を取らないのです。原発と一緒です。怖いのです。ということで、佐藤教育長はどのように考えているのでしょうか。短くお願いします。

○佐藤教育長 先月7日に県教育委員会と市町村教育委員会の教育長が一堂に会して意見交換を行いました。その際にも、現時点で働き方改革プランをつくっていない市町村にあっては、早急に策定しまして、取り組みの強化を図るよう強く要請をしたところです。また、県教育委員会としても率先垂範、この業務の見直し等を進めることとしておりまして、まずは教育委員会事務局の経営計画の策定も簡素化する。それから、市町村に対する各種周知の通知の配付方法も見直し、精選をし、学校現場や市町村教育委員会の負担軽減を図る取り組みもしております。

コロナ禍でこれまで省略したり、見送ってきたようなことをウィズコロナの状況になってきた中では、ただ戻すのではなく、しっかり業務の内容や対応等についても改善、工夫をしながら、負担軽減につながるよう取り組んでいただくよう、改めて要請してまいります。

○小西和子委員 働き方改革は、教育の質を高めることにつながりますし、子供たちの学びの豊かさにつながるものであります。

保護者の理不尽な要求に心身とも疲弊している職場があります。皆さんよく御存じだと思います。県教育委員会で対策を講じるべきだと思う。スクールロイヤーを入れたり、外部からの苦情については校長を窓口にするなどということをきちんと県教育委員会として指導していただきたい。答弁をお願いします。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 保護者等の外部から学校に寄せられる要望や苦情の対応に苦慮するような場合につきましては、まず何といたっても教員が抱え込まずに、できるだけ早く管理職に報告するなどして、組織的に対応していくことが重要であります。小中学校の管理職には、そのことを研修等の機会を通じて伝えているところでありますし、県といたしまして、いじめや不登校等に対応する場合には、昨年10月から任用し、さらに来年度からは常勤とする予定の専任のアドバイザーが県内の公立学校からの相談に対しまして、適切な対応について助言などを行っている状況でございます。加えて、各教育事務所の教育相談員も学校訪問等を通じまして、保護者等への対応を含めて広く相談に応じている

状況でございまして、県教育委員会といたしましては、今後とも市町村教育委員会、関係機関等と連携しながら、学校現場をしっかり支えていきたいと考えております。

○小西和子委員 よろしく申し上げます。もう疲弊して、とんでもないです。6クラス中2クラスは病休者が出ています。それから、次のターゲットを決めて、次の教員を退職させようと謀っています。やはりそういうことから守られなければ、教員はいい授業はできません。

では最後に、佐藤教育長、4年間本当にありがとうございました。たくさん御指導いただきました。次のステージでの御活躍を御祈念いたしまして、私の質問を終わります。

○佐々木宣和委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○神崎浩之委員 教育におけるデジタル化についてお伺いいたします。地方における教育のDXは大変重要で、学力向上も含めてDXは重要だと思っております。一方、特に教育におけるDXの限界も十分承知した上で質問いたします。

学校における1人1台端末の関係で、もう既に小中学校、高校も1人1台端末は整備されたと認識しておりますがその確認と、財源についてなのですけれども、コロナ禍前にGIGAスクール構想があって、国庫補助を入れながら整備していくということもありまして、その後コロナ禍に入って、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も利用できるようになったのですが、今回の整備状況について、もちろん国庫補助を利用していると思いますが、それに加えて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も使っていると思いますけれども、その辺りのことを伺います。

それから、国庫補助が来ても、全額国庫で見てもらえるわけではないので、その辺りの実際の自治体の負担について、どのぐらいあるのかなのか、1台当たりどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 1人1台端末の状況でございます。神崎浩之委員御紹介のように、昨年度をもって小中学校、県立学校は、全て1人1台パソコンの整備を完了しております。

また、財源につきましては、市町村に関しましては補助金等がありましたが、県立に関しましてはありませんでしたので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用いたしまして、整備を加速させて完了したところでございます。大体1台当たり5万円台から6万円台のものを入れており、ほぼそれを交付金等で賄っている状況でございます。

○神崎浩之委員 国の支援は、大体4分の1や3分の1ということで、台数が台数だから、この差が大きかったら大変だと思うのですけれども、ほとんどが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も含めた国庫で対応したということで、よかったと思っております。

ます。

それから、私はオンライン授業について、生徒が休んだときに学校の授業を自宅でもできる体制になればいいと思っているのですが、そうすれば端末もそうなのですけれども、自宅での通信環境がどうなっているかと、コロナ禍の関係で端末を持ち帰っていいことになっているのですけれども、今わかっている範囲で、小中高で持ち帰りの状況はどうだったのか教えていただきたいと思います。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 国の調査などによりまして、岩手県は正直言って全国平均よりも持ち帰りがあまり進んでいない状況でございます。

ただ、緊急時の持ち帰りのルールに関しましては、市町村、県立ともに全て作成済みですが、実際に休んだときにきちんと持ち帰ってやらせているかについては、非常に差がある状況になっております。詳しい数字はお答えできないのですが、そのような状況になっております。

通信環境でございますが、県立の部分に関しましては岩手大学教育学部附属中学校、特別支援学校に貸し出し用モバイルルーターを整備いたしまして、持ち帰りの際にはそちらもあわせてという状況になっております。

県立学校に関しては、スマートフォンと同じLTEモデルを搭載したものを配置している状況でありますし、市町村においては、一部の市に関しましては、スマートフォンと同じLTEを搭載したものを配備しておりますが、それ以外のところはモバイルルーターの整備まで終わっていない市町村もあるところでございます。

○神崎浩之委員 コロナ禍でいろいろな痛手を受けました。全分野で痛手を受けましたけれども、コロナ禍で進んだこともあると思うのです。やはりこの分野も拍車がかかって、1人1台パソコン、自宅の環境までということがあって、これをどんどん活用していただきたいと思うのですが、逆にコロナ禍が収束していくと、あれは何だっただろうという感じで、例えば東京都から地方へという流れも何だかまた戻ってきたりということもあって、教育行政の中でもコロナ禍が終わったからといってこの流れを後戻りさせないでいただきたいと思うのです。やはり対面がいいというのは当たり前のことなのですけれども。

そこで、私の一番のテーマであります自宅等でも教室と同じオンライン授業の実施ができればいいということで、教室に行けなくても、例えば保健室でも、自宅でも、公民館でも。公民館というのは子供の居場所づくりということもあるので、公民館と言いました。それから体調不良にかかわらず不登校、障がいといったところも含めて、どんどん学校と同じ内容がそのままライブで受けることができるような体制にしていきたいと思うのですが、これを実施するためには、一つは教室内での人の問題であったり、備品のこともあると思います。先生はただ単に自分のノートパソコンでやればいいというだけではなくて、さまざまな工夫が必要で、カメラやプロジェクターが必要だったりということもあるかもしれない。そういう人、それから物。

それから文部科学省の関係で、どういう場合は登校とみなし、それは履修には入れませ

人など、教育現場としてそういう制約もあるのではないかと考えているのです。例えば議会も本会議はだめだけれども、委員会はいいという感じで、どんどん整備されているようであります。そのように実際行かないと履修したことにはならない、出席扱いにならないというような制度上のこともあると思うのですが、先ほど言いましたとおり、体調にかかわらず障がいや不登校などの場合でも同じ環境で授業を受けられるような体制整備を進めていただきたいと思います。これに対して課題を聞かせていただきたいと思います。

○中村高校教育課長 教室以外の場所におけるオンライン授業についてでございますが、全県立高校におきましては、生徒が在宅の場合を想定したオンラインでのショートホームルームの試行やファイルの共有などを令和3年9月までに行っており、オンラインでの指導体制を備えたところでございます。この指導体制を活用して、一部の学校におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により自宅待機になっている生徒や病気等のために長期間欠席している生徒、不登校となっている生徒などに対して、オンラインでの授業の配信などを行ってきたものでございます。

そういった取り組みをしたところでありまして、今備品等のお話もございましたけれども、比較的今学校でやっている授業をそのまま自宅にいる生徒に配信するという取り組みを組んでいまして、その際には学校に配付されている端末のカメラを教室の中央付近に置いて、そのカメラを通じて先生と黒板の様子を映し出すことで、自宅にいる生徒がスマートフォンや配付済みの1人1台端末でこれを受信可能になっております。そういった意味では、かなり容易にそういった授業の配信ができるような環境になってきていると考えているところでございます。

履修の条件ということでお話がありましたけれども、履修の条件につきましては、新型コロナウイルス感染症の場合、濃厚接触等で自宅待機になった場合につきましては、学びの保障の観点からオンラインでの指導を行ってきているところですが、ここに付きましては扱いとしては出席停止というところで、欠席にはならないのですけれども、出席にもなりません。ただ、学校に復帰したときに、スムーズに授業に参加できるような手だてとして行っているところでございます。指導要録についても別記として、そういった指導を行ったことをしっかり記録に残すことになっていまして、不登校の生徒に関しては、文部科学省の通知におきまして、保護者と十分な連携、協力をした上で、訪問等による対面指導が適切に行われることが前提であることや、当該生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであることなど、一定の要件を満たした上で、ICT等を活用した学習活動を行った場合、出席扱いとすることも可能なことから、積極的な活用を進めていきたいと思っております。

課題といたしましては、そういったことについて、今1人1台端末の配備が進んで、徐々に学校にも認識されているところですので、こういった活用事例についてしっかりと周知しながら、生徒の学びの保障や自立の支援に向けた対応を取っていきたいと考えているところでございます。

○三浦義務教育課長 県内の小中学校につきまして、明確にこれとこれといった調査等を行っているわけではありませんが、各教育事務所を通じて学校の状況を聞きますと、特にいわゆる不登校の児童生徒、別室登校、学習支援センター等に通っている児童生徒等につきまして、同じようにオンラインで教室の授業をそのまま配信して学習に参加することができる、あるいはそれによって教室と心理的に近くなったような気がして、学級への復帰にもつながった事例等が、県内多くの小中学校でふえてきているという実態でございます。

なお、欠席等の扱いやオンライン授業実施に際する備品等の状況等につきましては、先ほど中村高校教育課長が申し上げた状況とほぼ同じと捉えております。

○神崎浩之委員 いい話でありました。中村高校教育課長の話で、出席にも欠席にもならないのだけれども、次復帰するときという話があって、実は私もある小学校の低学年のお子さんのお母さんから言われましたが、体とか病気の話ではなくて、新型コロナウイルス感染症に感染させたくないのだが、そのために1週間学校を休むと学校に行かなくなるのではないかと心配されていた。新型コロナウイルス感染症より休むことによって、授業についていけなくて、そこから不登校になるのが心配だと言われたのです。そんなこともあるので、こういうことを進めていただきたい。

最後におとといの朝のNHKの放送で、岐阜市立陽南中学校がいじめ防止アプリを活用した実証実験を行っているということで、1人1台のタブレットで毎日子供たちの気持ちを打ち込んでもらうという話がありました。おなかが痛い、風邪を引いた、調子が悪いなどいろいろなことを打ち込んでもらって、それを担任が見て、担任が各先生たちに言って、この子調子悪そうだからきょうは当てるのやめましょうということで、あまり追い詰めないようにするためにタブレットを使っているようです。

あとは、相談したいというボタンがあって、そのボタンを押すと、先生たちがずらっと出てきて、誰に相談したいかという画面があって、子供たちはわざわざ先生、先生と寄ってきて、少し相談したいことがあるんだけどとも言わなくても先生に相談できるということで、よかったという子供が出ていました。こういう活動によって、いじめや不登校などを早めに解決するという事例があるようなので、こういうこともぜひ検討していただきたい。

教師の負担をふやすのではないかとということもあるかもしれませんが、そういうものを活用して、子供たちを守りながら、逆に先生たちの負担を和らげるような 이슈にもなればいいと思うのですが、これについて所感をいただいて終わりたいと思います。

○千田生徒指導課長 児童生徒のさまざまな悩みに対応することは、非常に大きな取り組みの一つにしております。さまざまな悩みを抱えた児童生徒に対し、問題の深刻化を未然に防止する観点から、1人1台端末を利用した相談体制の構築を推進してまいりたいと考えております。

現在モデル校、推進校を指定いたしまして、試行しているところでございます。来年度の運用を目指して、今進めているところでございます。

○**斉藤信委員** それでは、私は再発防止「岩手モデル」の策定について、きょうは立ち入ってお聞きしたい。

2月4日に第8回再発防止「岩手モデル」策定委員会が開催されました。県立盛岡第一高校事件の事実解明について、被害生徒の家族から、事実関係について多くの間違いがあると指摘されました。どういう指摘をされたのか、その指摘にどう対応しようとしているか示してください。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 第8回再発防止「岩手モデル」策定委員会での報告と、その後の対応についてでございます。まず、理由の解明チームにおきましては、学校、県教育委員会の対応状況に係る事実関係、不足した点などにつきまして、外部委員からの御意見を踏まえまして、当時の関係者に聴取を行うなどしながら、整理を進めてきたところでございます。

現在8回の策定委員会におけるさまざまな御意見を踏まえまして、今後の事実関係の整理等の作業に関する見直しの検討を行っているところでございまして、来年度も引き続き外部委員に参画いただきながら、再発防止策の策定に向けた作業を進めていくこととしております。

○**斉藤信委員** 私も傍聴していましたが、被害者家族の意見は極めて重大なものでした。そもそもこれが第8回の策定委委員会に出されたものです。被害者の立場からの記述が一つもないのです。これは、言わば加害者側の学校、県教育委員会の内輪の調査で、内輪の人たちの証言に基づいて書かれています。被害者家族は、違うと言っているのです。10項目ぐらい問題点が指摘されました。私は傍聴していて、加害者の側の学校、県教育委員会だけの意見聴取では、もう事実には接近できないと痛切に感じました。外部委員の方からも、この調査はやり直ししなければだめだという意見が複数出ました。そういう受けとめですか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 第8回再発防止「岩手モデル」策定委員会の中では、被害生徒の御家族、外部委員からさまざまな御意見をいただいたところでございます。今斉藤信委員からも御指摘がありましたように、当時の学校における対応状況や関係者の発言などについて、被害生徒の御家族が行った調査などと相違があるという御指摘をいただいたところでございます。

○**斉藤信委員** 指摘をいただいたところでありましてはいいけれども、私が聞いていて、それを受けとめて、県教育委員会は調査をやり直さなくてはならないぐらいの問題提起でした。

例えば学校の調査、実は平成24年に元部員を調査されているのですが、調査結果は、体罰はなかったということなのです。ところが、平成28年5月に県教育委員会が改めて部員を調査したのです。体罰があったと証言したのです。その際、学校の調査を受けた記憶はないと声明しているのです。あなた方もそれを聞いているはずだ。県立盛岡第一高校の調査は何だったのか。いわば改ざんしたのではないか。これは、極めて重大です。

そもそも元顧問教師が自らの暴言、暴力をずっと全面否定していた。あなた方はそれをするのみにして、裁判で応訴したのです。ところが、一審の段階で訴えた側が元部員の証言を出して、県教育委員会が急遽調査をしたというのが平成28年5月の調査。ここで部員3名が体罰があったことを証言したので、裁判で元顧問は今までの証言を翻して、体罰があったと訂正したのです。この段階で、この問題は極めて悪質だと、あなた方が感じなければだめだと私は思います。そして、学校の調査に根拠がないことや、改ざんされた可能性があることもこの段階でわかったはずですよ。違いますか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 齊藤信委員から御紹介がありましたとおり、我々としても平成28年に一審の裁判途上におきまして、被害者である原告側から元部員の証言録の書証が示されたことを踏まえまして、当該教諭に聴取を行って、そういう事実を確認したという状況でございます。

○**齊藤信委員** どうも答弁が中途半端なのです。私は、二つのことを指摘したのです。体罰があったことが明らかになった。もう一つは、その調査を受けた部員が、学校の調査は受けた記憶は全くないと言っているのです。そうならば、県立盛岡第一高校が行ったという、体罰があったというこの調査は改ざんではないか。その疑いをあなた方は感じませんでしたか。その点について、問題意識を持っていますか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 今齊藤信委員に御指摘していただいた部分につきましては、我々としてもこの理由説明の中におきまして、改めて平成24年の調査に関わった教諭にも聴取を行いまして、そのような電話調査をしたことを確認しております。

○**齊藤信委員** だから、体罰があったことが県教育委員会の調査で明らかになった。それだけではなく、もう一つ、県教育委員会が調査したら、学校の調査は受けていないと言っているのだから、学校の調査で体罰があったと言っていたその調査自身が改ざんではないかということなのです。あなた方の調査には、そんなことは一つも書いていない。都合の悪いことは書いていないのです。

実はこの被害者家族は、学校とのやり取りを全部音声で記録して、それを裁判に提出されています。あなた方はそれを聞いたのでしょうか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 理由の解明作業の中におきまして、教職員課の職員が手分けしてではありますけれども、私も含めて、そういう裁判上の記録につきましては読ませていただいているところです。

○**齊藤信委員** 裁判中の記録を、あなた方が目通しているというのだったら、被害者家族の言い分もわかるはず。しかし、そういうものは一つも書かれていません。学校側と県教育委員会のいわば加害者側の立場での調査しかやられていないのです。だから、都合の悪いことは書かれていない。弁解です。そのことについても被害者家族は厳しく指摘をしておりました。

第一審の過程でも体罰、暴言も含めた暴力が明らかになった。そうならば、そのときに県教育委員会は、顧問教諭の暴力、暴言について自ら認めたのだから、その対応を求めら



れたと思います。この顧問教諭に対して何もしていませんね。

もう一つお聞きします。私は、これも何度か取り上げてきたことですが、第二審、仙台高等裁判所に出された本当に克明な陳述書は、顧問による日常的な暴力、暴言が多数の部員に行われていることを明らかにした。これは、証拠採用されたのです。これも読んだのでしょうか。読んで、どう受けとめたのでしょうか。

**○八重樫参事兼教職員課総括課長** まず、一審後の対応ですが、一審判決を受けまして、学校において当該顧問教諭に対して気をつけるようにという指導を行っているとは承知しております。

陳述書の受けとめについてでございますが、これは平成30年6月の控訴審におきまして、被害者側から提出されました元バレーボール部員による陳述書の中で、元顧問教諭による部員への平手打ち等の暴力、暴言が記載されております。県教育委員会では、この陳述書受領後、すぐに元顧問教諭に対して聞き取り調査を行い、記述されている行為につきまして確認したところ、記憶がないという主張でありました。

また、この際ですけれども、県教育委員会といたしましては、代理人弁護士と協議を行いました。その中で、陳述書を作成した元部員と被害者生徒は、バレーボール部で活動していた期間が重なっておらず、陳述書は被害生徒の暴行の事実を直接裏づけるものではないと判断したものでございます。

さらに平成30年9月に被害者側から陳述書を作成した元部員の証人尋問の申し出がありましたけれども、これに対しまして県教育委員会としては、証人尋問の必要は認められない旨、準備書面を提出させていただいたところでございます。その後、平成30年10月の弁論準備手続におきまして、裁判長から人証の必要がないと判断した旨の発言がございまして、証人尋問は行わないことと決定されたものと承知しております。

**○斉藤信委員** この陳述書は、被害者の2年後輩の陳述書なのです。その後輩がどういう暴力、暴言を受けていたかを克明に時期、場所を指定して述べたものであります。確かに直接被害者とは関わらなかった。しかし、これだけ克明で、深刻な暴言、暴力を明らかにしたものは、今までなかったと思います。だから、あなた方は裁判対策はやったけれども、深刻な暴力、暴言の実態に全然正面から対応しなかったということです。

**○八重樫参事兼教職員課総括課長** 先月4日の第8回再発防止「岩手モデル」策定委員会の中でも、御遺族の代理人弁護士からも、そういう部分についてきちんと調査すべきだという御意見をいただいているところでございまして、我々としてもそれに対応して調査を進めさせていただきたいと考えております。

**○斉藤信委員** 当時は、前教育長でした。佐藤教育長もあの陳述書を読んだと思うけれども、あれを読んだら、この元顧問教諭がどういうことをやっていたかわかったのではないのでしょうか。私は、その時点で教育的な対応が必要だったと思います。教育的な対応をしなかったために、第2の事件が起きたのではないのでしょうか。佐藤教育長、陳述書を読んで、どう受けとめましたか。

○佐藤教育長 私も読ませていただきましたし、今回それぞれの理由の解明チームでもさまざま調査をしまいいりました。元顧問教諭に対しましても、私どもも追加で聞き取り調査をしておりますが、その際にも元顧問教諭は、いずれの聴取に対しましても、陳述書に記載された行為については記憶がないという主張でありました。

ただ、内容については、これは裁判の過程でも体罰と認めているわけですので、それへの対応というものについては、これは本来であればしっかり対応すべきものであったのではないかという思いであります。

○斉藤信委員 第2の事件、県立不来方高校バレー部員の自死を防止する二つのポイントがあった。一つは、第一審で顧問教諭本人が今までの証言を翻して、暴力、暴言を認めた時点です。暴力、暴言を裁判の過程で認めたのだから。私は、そのときにこの顧問教諭に厳格に対応することが求められたと思います。

もう一つは、一審判決が出た平成29年11月10日。暴言、これはもう違法だということです。一方で、平成29年12月11日、県教育委員会事務局保健体育課と岩手県高等学校体育連盟の連名で通知が出ました。どういう通知かといいますと、部活動における体罰根絶に向けた取り組みの徹底について。体罰事案が発生した場合、当該職員を少なくとも3カ月間は担当する部活動の顧問から外す、優秀指導者の認定を取り消す、1年間高等学校体育連盟主催大会への出場を禁止する、1年間高等学校体育連盟の役職に充てない。いいですか、一審判決後の1カ月後にこれが出ているのです。

そうならば、この時点で顧問教諭は、この通知に基づいて顧問から外す、高等学校体育連盟主催の大会への出場を禁止するという対応をするべきだったのではないですか。それをしないで、県立不来方高校のバレー部の顧問を続けさせて、あの事件が起きた。これは、もう県教育委員会の対応の間違いだと私は思うけれども、いかがですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 確かにこの通知を受けまして、当時の学校の管理職の者に対しても、関係者ヒアリングを実施したところでございますが、過去の体罰事案であったということもあって、そういう認識には至らなかったと聞いております。

○斉藤信委員 そうなのが弁解なのです。通知を出していた。判決も出たのだから。判決で処分もしたでしょう。しかし、顧問に対しては何もやっていないではないですか。1カ月の減給だけです。おかしいではないですか。あなた方が自ら出した通知からも除外して、そして県立不来方高校であの事件が起きてしまった。やはり県立不来方高校に異動させたことが間違いだと私は思います。反対する意見もあったということは書かれているけれども、県教育委員会の本当に無責任な対応が二重、三重に続いたのではないかと思います。

そういう点で、残念ながらこの事実関係の解明に大事なことが全然触れられていない。陳述書にも触れられていません。そういう意味では、本当に根本からやり直すことが必要だと思いますが、根本からやり直しますね。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 理由の解明作業でございますけれども、この理由の解

明チームにおける策定作業につきましては、第三者委員会の調査報告書におきまして、学校、県教育委員会の対応に不足する部分があったとの指摘を受けまして、当時の関係資料や当時在籍していた職員へのヒアリングの結果を基に整理を行って、策定委員会の場に報告しながら進めてきたところでございます。

これまでの策定委員会における検討の中で、明らかとなった事実関係や不足した点もあると考えておりますが、2月4日の第8回再発防止「岩手モデル」策定委員会におきまして、外部委員からは被害に遭われた方たちの主張も含めて整理すべきという御意見などもいただいているところでございまして、引き続きこうした外部委員の御意見も踏まえつつ、再発防止策の策定に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

○**齊藤信委員** 本当に短い質問時間で残念なのですが、最後に質問させてください。

実はこの1年間、最近でも、教師によるいわゆる不適切な言動で懲戒処分が7件ありました。再発防止「岩手モデル」を策定している最中に、教師による不適切な言動で処分しなくてはならない。だから、私はこの再発防止の県教育委員会の精神、方針は徹底されていないと思うのです。

特に指導死のことでこういう調査があります。1952年から2022年まで、128件の指導死があった。有形の暴力で亡くなったのは22件、有形暴力がなかったのは106件、80%以上は暴言なのです。暴言のほうが、ある意味子供たちを追い詰める。私は、そういう意味で、本当に有形の暴力、暴言、総称して暴力と言われるのですけれども、この根絶に本気になって、今県教育委員会が襟を正して、自らの対応の検証もしっかりやって対応すべきだと思いますけれども、最後に佐藤教育長に聞いて終わります。

○**佐藤教育長** 今齊藤信委員から、最近になっても児童生徒への体罰や不適切な言動によって、処分が多いという御指摘をいただきました。実際に私もさまざまな場で陳謝する場面がありまして、本当に申しわけなく思っております。

教職員の綱紀の保持、服務規律の確保に向けて、再三再四通知や各種会議において、先月も県立学校長会議の際にも、改めて教職員のコンプライアンスの徹底について求めました。また、県立不来方高校の事案が発生した7月3日の命日におきましては、毎年度各学校において研修を実施するように求め、私も各学校を訪問する際、学校長と実際にどのような研修活動をされているのか、必ず聞き取っております。そして、時間があれば授業風景や部活動の状況等も見ながら、教職員一人一人に浸透していくようお願いしてきたところであります。また、ことし1月には、さまざまな事案の発生がありますので、その事例をベースに研修資料を改めて作って、各学校、これは市町村教育委員会を通じて小中学校にも配付して、これを用いて研修をしていただくよう、改めて通知したところであります。

今後におきましても、根絶に向けた取り組みは重要でありますし、しかも今回再発防止「岩手モデル」の策定に時間を要している面がございまして。学校長会議の際に、継続して検討を進めていくとお話ししましたが、その中で触れたのは、モデルの策定を待た

ずしても、大事なことは今現在でも苦しんでいるかもしれない児童生徒が置き去りになるようなことはあってはならないということで、それを早期に把握して、適切な対応を取るよう、改めて会議の冒頭でもお話させていただきました。

引き続き不祥事案の撲滅に向けて、チーム県教育委員会として、市町村の教育委員会とも連携をしながら、本県からこのような事案が二度と発生することのないよう努力し、一丸となって取り組んでいきたいと思えます。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち、ふるさと振興部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち、ふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その4）の8ページをお開き願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、10款教育費、1項教育総務費のうち45万2,000円の減額、続きまして9ページ、8項大学費の2億770万3,000円の減額、9項私立学校費の1億8,797万9,000円の減額、合わせまして3億9,613万4,000円の減額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の185ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業の内容を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず、186ページになりますが、10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費であります。ふるさと振興部関係は、一番上のいじめ再調査委員会費、執行見込額を踏まえまして整理によりまして、減額を行おうとするものでございます。

少し飛びまして、201ページでございます。10款教育費、8項大学費、1目大学費であります。説明欄の一つ目、公立大学法人岩手県立大学運営費交付金は、授業料等減免に要する経費の執行見込み等に伴いまして、減額を行おうとするものでございます。

次の公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助は、施設等の整備に要する経費の額の確定等に伴い、減額を行おうとするものでございます。

続きまして、202ページに参りまして、10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費であります。説明欄上から四つ目の私立学校運営費補助など、教育費の負担軽減を図るための補助金等について、交付見込額の確定等に伴い、減額等を行おうとするものでござ

います。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。再度議案（その４）にお戻りいただきまして、20ページをお開き願いたいと思います。10款教育費、9項私立学校費の私立幼稚園安心・安全対策支援費補助であります。私立幼稚園の送迎バスに係る安全装置の設置及び子供の見守りに要する機器等の導入に要する経費に対する補助につきまして、翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 186ページで、いじめ再調査委員会費、45万2,000円の減額ですが、これは県のいじめ調査委員会、不服申し立てがあつてやられているということだと思いますが、今年度の開催状況、審議状況はどうなっているのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 当部で所管していますいじめ再調査委員会でございますが、公立の学校につきましては、まず教育委員会が調査をする。この後、知事に報告が参ります。私立学校につきましては、事案が発生していれば、重大事態ということで学校が認定したものの報告書が学校から直接知事部局の我々のほうに参ります。それを我々が審査し、再調査が必要かどうかを判断した上で再調査をするという構図になっておりまして、現在我々が再調査委員会で抱えている案件は、私立学校の1件が今再調査にかかっております。

今年度の実績は、委員が5人いまして、今年度は6月に開催をしております。その後、大体2カ月に1回程度、中身の精査や論点整理をした上で、例えば被害者側からの聞き取りや学校に訪問をして、学校側の聞き取りをするということで、今年度ですと大体4回から5回ぐらい開催しております。今年度は3月末にもう一度開催する予定ですが、結論はまだ出ておりませんので、来年度以降も引き続き調査する方向で、今対応しているものが1件ございます。

○斉藤信委員 県立学校における重大事案が問題行動調査で6件ありました。これは、再調査にはかかっていないということによろしいですか。

○米内学事振興課総括課長 教育委員会の調査が終わりますと報告が来ます。現時点では、再調査にかかっている案件はございません。まだ来ている分と来ていない分がございまして、今のところかかる案件はございません。

○斉藤信委員 大学費の中で、公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助が1億8,200万円余の減額。補正前は5億5,400万円でしたから、かなりの減額なのですが、具体的な減額の理由は何でしょうか。

○米内学事振興課総括課長 公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助につきましては、現在6年間の第3期中期計画期間中でございます。県立大学の施設整備計画も6年間で合わせておりまして、今年度は第3期の最後の年でございます。現在、次の6年間の第4期中期計画を策定しているところで、今年度末に計画が認可される見通しでございます。それに合わせまして、施設整備の計画のも向こう6年間の計画をつくっております。向こう

6年間の施設整備の計画のやりくりの中で、次の6年間に回した部分がございます、今年度大きな減額になっております。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 できるだけ簡潔にお聞きしたいと思います。

来年度予算にかかわるものですが、星北高等学園への支援について。私たちも視察をして、取り組みに大変感動しながら聞いてきましたけれども、県としては何を評価して来年度の補助を倍増したのか。東北各県の状況はどうか。私学助成の対象になるには何が必要なのか。生徒数が増加しており、新たな校舎の確保が必要になっていると思います。新たな支援も必要になっていると考えますが、いかがでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 まず、1点目の星北学園高校への補助を倍増したことについて、何を評価したかということがございます。私立専修学校高等課程に対する運営費補助につきましては、令和4年度当初予算における生徒1人当たり補助単価は、3万5,960円でございます。令和5年当初予算案におきましては、大学入試資格付与校は県内で唯一星北高等学園だけでございますが、大学入学資格付与校につきましては、倍増の7万1,920円にしたところでございます。これは、専修学校高等課程のうち、大学入学資格付与校につきましては、全日制の高等学校と同等の教育を行っているということ、近年不登校等を経験した生徒等の受け入れに積極的に取り組まれていること、生徒数も増加していることなどを踏まえまして、本務教員の処遇を私立高校並みに引き上げるとともに、クラス数の増に伴うさらなる本務教員の増に対応できるように、教育環境の充実が図られるように補助単価を倍増することとしたところでございます。

続きまして、東北各県の状況でございますが、星北高等学園と同様に、学校法人立で大学入学資格が付与される高等課程に対する生徒1人当たりの補助単価は、令和4年当初予算ベースで申し上げますと、学校法人立の高等課程を設置している学校がない秋田県を除きまして、補助単価の高い順に、山形県の7万6,796円、福島県の5万円、本県の3万5,960

円、宮城県の3万5,025円、青森県の3万138円となっております。令和4年度の本県の1人当たり単価3万5,960円は、東北地方で中位ぐらいでございましたが、令和5年度当初予算案におきまして、7万1,920円に引き上げますと、山形県並みになりまして、山形県の7万6,796円に次いで東北地方で上位の水準になるものでございます。

続きまして、私学助成の対象となるには何が必要かという御質問でございますが、いわゆる私学助成につきましては、私立学校振興助成法第9条におきまして、都道府県がその区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対しまして、教育に係る経常的経費について都道府県が補助する場合には、国は都道府県に対しその一部を補助することができる」と規定されております。この規定により、県では普通交付税措置及び国庫補助を受けて、私立高等学校に運営費補助を行っているところでございます。

一方で、専修学校高等課程につきましては、このような規定がございませんので、運営費に係る国庫補助も交付税措置もないという状況でございます。このため、県では一般財源による県単独の補助を行っておりますが、県単独ではなかなか限界もありますので、国庫補助、交付税措置がないことが課題であると認識しているところでございます。

こうした中で、県では国に対しまして、県として高等学校に対する支援と同様の支援ができるように、国庫補助制度の創設と交付税措置をしていただくことを内容とする大学入試資格が付与される私立高等学校専修課程に対する支援の創設を国に要望しているところでございます。

最後に4点目ですが、生徒が増加している星北高等学園について、新たな校舎の確保が必要になっているが、どう支援をするかという御質問でございます。星北高等学園におきましては、年々生徒数が増加していることは承知しております。将来的には新校舎の整備が必要になるとのお話は伺っておりますが、まだ構想段階というところでございまして、具体的な計画には至っていないと認識しております。

また、専修学校の施設整備につきましては、耐震改修の国庫補助制度はございますが、耐震改築や老朽改築に係る国庫補助制度はないのが現状であります。今後新校舎整備が具体化していく場合には、活用できる補助制度の有無や国への補助制度の創設要望、学園の支援状況など、どのような支援ができるのか、必要なのか、さまざまな可能性について関係者のお話を伺いながら、しっかり今後調査、研究していく必要があると考えているところでございます。

○**齊藤信委員** 最後の質問です。県立大学の今年度の就職状況について。ことし3月における学部ごとの就職状況と県内就職状況はどうなっているのでしょうか。県内就職率を高めるための課題は何か。コロナ禍、物価高騰で生活が困難になっている学生への支援はどうなっているか示していただきたい。

○**米内学事振興課総括課長** 県立大学の就職状況でございます。学部ごとの就職状況と県内就職状況についてお答えいたします。

令和4年12月末現在における県立大学の4大学部と短期大学部含めた3月卒業予定者全体の就職者数は495人、うち県内就職者は221人、県内就職率は44.6%でございます。前年同期と比較しますと、県内就職者数は41人の減、9.6%の減となっております。うち大学の就職者数は375人、うち県内就職者数は157人で県内就職率は41.9%となっております。前年同期比で県内就職者数は11人の減、5%の減となっております。

次に、学部ごとの就職状況でございますが、看護学部の就職者数は75人、うち県内就職者は31人、県内就職率は41.3%となっております。前年同期比で県内就職者13人の減、21.6%減でございます。社会福祉学部の就職者数は79人、うち県内就職者は38人、県内就職率は48.1%でございます。前年同期比で県内就職者は4人の減、3.1%の減でございます。ソフトウェア情報学部の就職者数は129人、うち県内就職者は29人、22.5%でございます。前年同期比で県内就職者は3人ふえておりますが、全体の就職者数が19人ふえたため、県内就職率は1.1%の減となっております。総合政策学部の就職者数は92人、うち県内就職者は59人、64.1%でございます。前年同期比で県内就職者は3人の増、県内就職率は5.8%の増でございます。

次に、盛岡及び宮古短期大学部の就職者数は120人、うち県内就職者は64人、県内就職率は53.3%でございます。前年同期比で県内就職者数30人の減、21.9%の減となっております。

県内就職率を上げるための課題でございますが、県立大学も参画いただいております。いわて高等教育地域連携プラットフォームにおきまして、今年度新たに企業ニーズの把握調査を行いましたところ、インターンシップの充実や大学と企業との接点がない、少ないという課題が明らかになったところでございます。

また、プラットフォームの全体会議におきましても、県外出身者の県内就職率が県内出身者の県内就職率より低いということで、県外出身者は県内に就職せず、主に地元に戻られて就職するという見解の御発言があったところでございます。

こうしたことから、インターンシップの充実等につきましては、来年度、いわてで働こう推進協議会と連携しまして、企業で実施するインターンシッププログラムの充実に向けた支援を行うことによりまして、県内就職率の向上に向けた取り組みを強化したいと考えております。また、今年度から実施しております県内大学生等定着推進事業によりまして、来年度は県内大学と県内の大学生等に対しまして、県内就職に関する就職される側のニーズの調査を実施して、必要な取り組みを検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、岩手県立大学におけるコロナ禍、物価高騰で生活が困窮している学生への支援についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への支援につきましては、国の就学支援制度による授業料の減免、給付型奨学金による支援、貸付型の奨学金に加えまして、岩手県立大学では独自に授業料の減免により引き続き対応しているところでございます。



また、新型コロナウイルス感染症に関する相談をワンストップで対応できる何でも相談窓口を設置したり、各種支援相談に精通したソーシャルワーカーによる相談などによりまして、学生を支援しているところでございます。加えまして、学食におきまして、期間限定ではございますが、食堂のメニューの割引などを実施して、学生の支援を実施しているところでございます。

引き続き学生が安心して修学できるよう、新型コロナウイルス感染症の発生状況や物価高騰の影響を注視しつつ、県として必要な対応を検討していきたいと考えております。

○佐々木宣和委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。